

医政発 0210 第 8 号
平成 23 年 2 月 10 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令等について（通知）

外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 23 年厚生労働省令第 16 号。以下「改正省令」という。）が別紙のとおり公布され、平成 23 年 4 月 1 日から施行されることとなったところであり、また、臨床修練制度の運用及び審査期間の見直しを併せて行うこととしたところである。

貴職におかれては、下記の事項について御了知の上、貴管内の保健所設置市、特別区、医療機関等へ周知方願いたい。

記

第一 改正省令等の趣旨

「規制・制度改革に係る対処方針」（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）及び「新成長戦略実現に向けた 3 段構えの経済対策」（平成 22 年 9 月 10 日閣議決定）において、医師・看護師の臨床修練制度の活用を促進するため、手続の簡素化を図る観点から制度・運用の見直しを行うこととされた。

これを受けて、外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行規則（昭和 62 年厚生省令第 47 号。以下「規則」という。）を改正し、臨床修練の許可申請書に添付することとされている書類（以下「添付書類」という。）を簡素化するとともに、臨床修練の許可申請書の様式を見直すこととした。また、臨床修練の許可に係る運用を見直すとともに、臨床修練の許可並びに臨床修練指導医、臨床修練指導歯科医及び臨床修練指導者の認定の処理期間を短縮することとした。

第二 改正省令の内容

- 以下に掲げる書類について、添付書類から除外したこと。（規則第 4 条第 2 項）
 - 臨床修練を終えた後、外国において診療等に従事することを証する書類
 - 外国で、免許の取消し等の処分を受け、その資格に係る業務を行うことができない者等に該当しない旨を申述する書類
 - 日本国内で、資格に係る業務に関する犯罪又は不正の行為があった者等に該当しない旨を申述する書類
- 添付書類のうち、外国において医師等に相当する資格を有することを証する書面について、原本ではなく写しを添付することとしたこと。（規則第 4 条第 2 項第 3 号）
- 添付書類のうち、一定の事項を記載した診断書について、日本の医師によるもののみならず、外国の医師（申請者本人を除く。）によるものであっても差し支えないこととしたこと。（規則第 4 条第 2 項第 7 号）
- 臨床修練の許可申請書について、1 に掲げる事項に関する申述欄を設けることとしたこと。（規則様式第 1 号）

第三 「行政手続法の施行に伴う審査基準等の設定について」の一部改正

「行政手続法の施行に伴う審査基準等の設定について」（平成 6 年 10 月 31 日付け健政発第 782 号）の別添 2 中「外国医師又は外国歯科医師の臨床修練」を「外国医師等の臨床修練」に改め、別添 2 の別表第 9 中「外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第 17 条及び歯科医師法第 17 条の特例等に関する法律」を「外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律」に、「外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第 17 条及び歯科医師法第 17 条の特例等に関する法律施行規則」を「外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行規則」に、「二月」を「一月」に改めること。

第四 臨床修練の許可に係る運用の見直し

- 臨床修練の許可については、許可申請者の入国後に、許可申請書及びその添付書類を厚生労働大臣に提出することによって申請しなければならないこととしてい



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

(省 令)

○外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特別等に関する法律施行規則の一部を改正する省令
(厚生労働一六)

(告 示)

○即席めん製造業における世帯別の雇傭の制限に関する公正競争規約外十二件の一部変更を認定した件
(公正取引委・消費審庁一)

(官庁報告)

官庁事項

平成二十三年度地方団体の歳入歳出総額の見込額(内閣)

るが、今般、許可申請書及びその添付書類(旅券、外国人登録証明書その他の身分を証する書類の写し(以下「旅券等」という。)を除く。)については、許可申請者の入国前に、厚生労働大臣に提出することとして差し支えないこととしたこと。なお、旅券等については、許可申請者の入国後に、厚生労働大臣に提出しなければならないことに留意すること。

2 以下の要件を満たす場合には、許可申請者の入国日の翌日(入国日が(7)の入国予定日より早まった場合にあっては入国予定日)から起算して5日以内(行政機関の休日については、日数として計算しない。)に、臨床修練の許可を行うこととしたこと。

- (7) 入国予定日の15日前までに、許可申請書及びその添付書類(旅券等を除く。)及び在留資格認定証明書の写しについて、郵送により厚生労働省に提出されていること(入国予定日の15日前までに厚生労働省に到達していることを要する。)
- (4) 入国日の当日中に、旅券等について、メール又はファクシミリにより厚生労働省に提出されていること。
- (5) 許可申請書及びその添付書類に不備等が認められないこと。
- (6) 許可申請書及びその添付書類の内容を審査した上で、臨床修練の許可を与えて差し支えないものと認められること。

第五 施行期日等

- 1 改正省令については、平成23年4月1日から施行することとしたこと。ただし、改正省令の施行の際現にある様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができることとしたこと。
- 2 第三及び第四に関する取扱いについては、平成23年4月15日から適用することとしたこと。

(公 告)

裁判所
諸事項
破産、免責、更生関係
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計算器型式承認、独立行政法人中小企業基盤整備機構入札、司法書士名簿登録等、日本弁護士連合会決議・司法修習委員参見規則一部改正、弁護士推薦委員会規則中一部改正関係
地方公共団体
行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

省 令

○厚生労働省令第十六号
外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特別等に関する法律(昭和六十二年法律第十九号)第三十条第一項の規定に基づき、外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特別等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十三年二月十日
厚生労働大臣 細川 律夫
改正する省令
外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特別等に関する法律施行規則(昭和六十二年厚生省令第四十七号)の一部を次のように改正する。
第四條第二項第二号を削り、同項第三号中「看護師等」を「法第三十條第四号ハからまでに掲げる資格(以下「看護師等」という。)に改め、(其前)の下に」の字を加え、同項を同項第二号とし、同項第四号から第六号までを一括し、並び上げ、同項第七号中「記載した医師」の下に「外国において候補に相当する資格を有する者を含む。」を、添削書の下に「前項に規定する者が世帯単位で成したものを除く。」を加え、同項を同項第六号とし、同項第八号及び第九号を削り、同項第十号を同項第七号とし、同項第十一号を同項第八号とし、同項第十二号を同項第九号とし、同条第四項中「第一項第十一号」を「第二項第八号」に改める。

(削除)

- 3 (略)
- 4 臨床修練外国医師若しくは臨床修練外国歯科医師又は臨床修練外国看護師等(以下「臨床修練外国医師等」という。)は、臨床修練計画書に記載した事項に変更を生じたときは、直ちに変更後の臨床修練に係る第二項第八号の承諾書を添えて届け出なければならない。

改正案

- (許可の申請手続等)
- 第四条 (略)
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
 - 一 (削除)
 - 二 外国において医師若しくは歯科医師又は法第二條第四号ハからヨまでに掲げる資格(以下「看護師等」という。)に相当する資格を有することを証する書面の写し
 - 三 (略)
 - 四 (略)
 - 五 許可の申請に係る次のイからニまでに掲げる資格の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める事項を記載した医師(外国において医師に相当する資格を有する者を含む。)(の診断書(前項に規定する者が自ら作成したものを除く。))

訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、言語聴覚士又は救急救命士
 法第三條第三項第二号及び第四項第二号に該当しない者である旨

- 八 診療放射線技師、歯科技工士又は臨床検査技師 法第三條第三項第二号に該当しない者である旨
- 九 許可の申請に係る次のイからハまでに掲げる資格の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める事項に係る申述書
 - イ 医師又は歯科医師、成年被後見人及び被保佐人並びに罰金以上の刑に処せられた者その他医事に関し犯罪又は不正の行為のあった者でない旨
 - ロ 助産師、看護師、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、言語聴覚士又は救急救命士 罰金以上の刑に処せられた者その他当該資格に係る業務に関し犯罪又は不正の行為のあった者でない旨
 - ハ 診療放射線技師、歯科技工士又は臨床検査技師 当該資格に係る業務に関し犯罪又は不正の行為のあった者でない旨
- 十 (略)
- 十一 (略)
- 十二 (略)
- 十三 (略)
- 十四 (略)
- 十五 (略)
- 十六 (略)
- 十七 (略)
- 十八 (略)
- 十九 (略)
- 二十 (略)
- 二十一 (略)
- 二十二 (略)
- 二十三 (略)
- 二十四 (略)
- 二十五 (略)
- 二十六 (略)
- 二十七 (略)
- 二十八 (略)
- 二十九 (略)
- 三十 (略)
- 三十一 (略)
- 三十二 (略)
- 三十三 (略)
- 三十四 (略)
- 三十五 (略)
- 三十六 (略)
- 三十七 (略)
- 三十八 (略)
- 三十九 (略)
- 四十 (略)
- 四十一 (略)
- 四十二 (略)
- 四十三 (略)
- 四十四 (略)
- 四十五 (略)
- 四十六 (略)
- 四十七 (略)
- 四十八 (略)
- 四十九 (略)
- 五十 (略)
- 五十一 (略)
- 五十二 (略)
- 五十三 (略)
- 五十四 (略)
- 五十五 (略)
- 五十六 (略)
- 五十七 (略)
- 五十八 (略)
- 五十九 (略)
- 六十 (略)
- 六十一 (略)
- 六十二 (略)
- 六十三 (略)
- 六十四 (略)
- 六十五 (略)
- 六十六 (略)
- 六十七 (略)
- 六十八 (略)
- 六十九 (略)
- 七十 (略)
- 七十一 (略)
- 七十二 (略)
- 七十三 (略)
- 七十四 (略)
- 七十五 (略)
- 七十六 (略)
- 七十七 (略)
- 七十八 (略)
- 七十九 (略)
- 八十 (略)
- 八十一 (略)
- 八十二 (略)
- 八十三 (略)
- 八十四 (略)
- 八十五 (略)
- 八十六 (略)
- 八十七 (略)
- 八十八 (略)
- 八十九 (略)
- 九十 (略)
- 九十一 (略)
- 九十二 (略)
- 九十三 (略)
- 九十四 (略)
- 九十五 (略)
- 九十六 (略)
- 九十七 (略)
- 九十八 (略)
- 九十九 (略)
- 百 (略)

現行

外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七條等の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(昭和六十二年厚生省令第四十七号)(抄)
 (傍線部分は改正部分)

- (許可の申請手続等)
- 第四条 (略)
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
 - 一 (略)
 - 二 臨床修練を終えた後、外国において診療又は法第二條第四号ハからヨまでに掲げる資格(以下「看護師等」という。)に相当する資格に係る業務に従事することを証する書類
 - 三 外国において医師若しくは歯科医師又は看護師等に相当する資格を有することを証する書面
 - 四 (略)
 - 五 許可の申請に係る次のイからニまでに掲げる資格の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める事項を記載した医師の診断書
- 六 許可の申請に係る次のイからハまでに掲げる資格の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める事項を証する書面
 - イ 医師又は歯科医師 法第三條第三項第二号及び第三号並びに第四項第二号に該当しない者である旨
 - ロ 助産師、看護師、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士、視能

写真 photo 10mm×30mm	収入印紙 revenue stamp	申請番号	
		提出年月日	

臨床修練許可申請書
APPLICATION FOR PERMISSION FOR ADVANCED CLINICAL TRAINING

厚生労働大臣 殿
To: Minister of Health, Labour and Welfare

外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第17条等の特例等に関する法律第3条第1項に基づき、関係書類を添えて臨床修練の許可を申請します。
Under the provisions of Article 3, Paragraph 1 of the Law concerning the Exceptional Cases of the Medical Practitioners' Act, Article 17, on the Advanced Clinical Training of Foreign Medical Practitioners, I hereby apply for permission for advanced clinical training, and submit the necessary documents.

国籍 Nationality	生年月日 Date of birth	年 Year	月 Month	日 Day
氏名 Name	原語表記 In the original letters			
	英語表記 In English			
	日本語表記(カタカナ) In Japanese Katakana			
性別 / Sex	<input type="checkbox"/> 男/Male <input type="checkbox"/> 女/Female			
出生地 / Place of birth				
本国における居住地 Home town/city				
日本における居住地 Address in Japan				
電話番号 / Telephone No.				
臨床修練終了後の予定 Plans after the advanced clinical training	<input type="checkbox"/> 帰国 / Return to your country <input type="checkbox"/> 勤務予定先 / Intended place of work <input type="checkbox"/> その他 / Others			

現行

様式第一号(第四号関係) (平15厚労令22・金融)

写真 photo	収入印紙 revenue stamp	※許可番号	
		※許可年月日	

臨床修練許可申請書

APPLICATION FOR PERMISSION FOR ADVANCED CLINICAL TRAINING

外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第17条等の特例等に関する法律第3条第1項に基づき、関係書類を添えて臨床修練の許可を申請します。

Under the provisions of Article 3, Paragraph 1 of the Law concerning the Exceptional Cases of the Medical Practitioners' Act, Article 17, on the Advanced Clinical Training of Foreign Medical Practitioners, I hereby apply for permission for advanced clinical training, and submit the necessary documents.

国籍 Nationality	出生地 Place of Birth			
日本における居住地 Present Address in Japan	c/o _____ 方			
電話番号 TEL. No.	()			
氏名 Name	(原語) (In Original Letters)			
	(ローマ字) (In Roman Letters)	(Last)	(First)	(Middle)
	(カタカナ) (In Japanese Katakana)	(Last)	(First)	(Middle)
性別 / Sex	男 / Male	女 / Female		
生年月日 Date of Birth	年 / Year	月 / Month	日 / Day	
理解し、使用する能力を有する外国語 Foreign Languages which You can understand and use				

D (日法八五三四・五) ⑤

外国医師(歯科医師・看護師) 資格 Foreign license of medical practitioner (dental practitioner・nurse)	資格を取得した外国の国名 Country where the license is obtained	
	資格を取得した年月日 Date when the license is obtained	年 / Year 月 / Month 日 / Day
	資格の名称 Name of the license	原語表記 / In the original letters 英語表記 / In English 日本語表記(カタカナ) / In Japanese Katakana
臨床現場で用いる主な外国語 Languages which you use in the hospital	<input type="checkbox"/> 日本語 / Japanese <input type="checkbox"/> 英語 / English <input type="checkbox"/> その他の外国語 / other language ()	
日本国及び外国において 失格事由に該当しない旨の申述 Declaration that applicant has not come under grounds for disqualification in Japan or overseas	成年被後見人又は被保護人であることの有無 An adult ward or a person under curatorship	<input type="checkbox"/> なし / No <input type="checkbox"/> あり / Yes
	罰金以上の刑に処せられたことの有無 Fine or severer punishment	<input type="checkbox"/> なし / No <input type="checkbox"/> あり / Yes 具体的な内容 / Details ()
	免許停止等の行政処分を受けたことの有無 License suspension	<input type="checkbox"/> なし / No <input type="checkbox"/> あり / Yes 具体的な内容 / Details ()
刑事に因り、犯罪又は不正の行を行ったことの有無 Criminal records concerning medical affairs	<input type="checkbox"/> なし / No <input type="checkbox"/> あり / Yes 具体的な内容 / Details ()	

以上の記載内容は事実と相違ありません。
I hereby declare that the statement given above is true and correct.

年 / Year 月 / Month 日 / Day

- (注 意) (Remarks)
- 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
Use the paper of Japan Industry Size A-4.
 - ※印の欄には、記入しないこと。
Column with ※sign is for official use only.
 - ボールペンを用い、かじり又はブロック体ではっきり記入すること。
Write clearly in block letters with ball point pen.
 - 収入印紙には、消印をしないこと。
Don't seal the revenue stamp.
 - 指示のない欄は日本語又は英語で記入すること。
Fill in Japanese or English except in indicated cases.

外国医師(歯科医師・看護師等) 資格 Foreign License of Medical Practitioner (Dental Practitioner・Nurse)	資格を取得した外国の国名 Country where the License is obtained	資格の名称 Name of the License (原語)(In Original Letters)
	資格を取得した年月日 Date when the License is obtained	(カタカナ) (In Japanese Katakana)

厚生労働大臣 殿
To: Minister of Health, Labour and Welfare

年 / Year 月 / Month 日 / Day
(Date)

署名
Signature

- (注 意) (Remarks)
- 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
Use the paper of Japan Industry Size A-4.
 - ※印の欄には、記入しないこと。
Column with ※sign is for official use only.
 - 該当する不動文字を○で囲むこと。
Encircle the fixed letters.
 - 黒ボールペンを用い、かじり又はブロック体ではっきり記入すること。
Write clearly in block letters with ball-point pen.
 - 収入印紙には、消印をしないこと。
Don't seal the revenue stamp.
 - 指示のない欄は日本語又は英語で記入すること。
Fill in Japanese or English except in indicated cases.

D (日法八五三四・五) ⑤

第四十五号 厚生 (外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第17条等の特例等に関する法律施行規則) 二五八